山辺町町制施行70周年記念冠事業事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山辺町(以下「町」という。)の町制施行70周年を町内外へ周知し盛り上げることを目的とし、町制施行70周年記念の冠及びロゴマーク(以下「冠等」という。)を使用して実施する事業(以下「冠事業」という。)に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 町長は、町制施行70周年を記念して、町又は団体若しくは事業所が行う事業に対し、この要綱の定めるところにより、冠等の使用を認めるものとする。

(冠等の種類)

- 第3条 冠等の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 冠 「山辺町町制施行70周年記念」
 - (2) ロゴマーク 別図

(対象事業)

- 第4条 冠等の使用の対象となる事業は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までに 町制施行70周年を記念して行われる事業のうち、次の各号のいずれにも該当しないもの とする。
 - (1) 法令等に違反する事業又はそのおそれがある事業
 - (2) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
 - (3) 特定の政治、思想又は宗教に利用されるおそれがある事業
 - (4) 山辺町暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条の暴力団、暴力団員又は暴力団等が関係する事業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める事業 (使用の申請)
- 第5条 冠等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、山辺町町制施行70周年記念冠事業承認申請書(様式第1号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、町が主催又は共催する事業については、申請書の提出を省略することができる。

(使用の承認等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、使用の可否を山 辺町町制施行70周年記念冠事業承認(不承認)通知書(様式第2号)により、申請者に 通知するものとする。

(承認の条件)

第7条 町長は、前条の規定による承認の決定をするときは、次に掲げる条件を付すこと

ができる。

- (1) 町は、事業及びこれに伴う行為から生じた損害賠償等の責任を負わないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項 (変更等の届出)
- 第8条 第6条の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、事業の中止 又は事業内容等の変更をする場合は、速やかに町長にその旨を届け出なければならな い。

(承認の取消し等)

- 第9条 町長は、冠等の使用の承認をした事業が第4条各号の規定に該当することが判明 した場合は、承認を取り消すことができる。
- 2 町は、前項の規定による取消しにより、使用者に損害が生じた場合であっても、その 損害を賠償する責めを負わないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、冠等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。
 - (この告示の失効)

別図(第3条関係)

山辺町 70 周年

The 70th anniversary



山辺町長 殿

申請者住所団体名代表者氏名

山辺町町制施行70周年記念冠事業承認申請書

山辺町町制施行70周年記念冠事業の承認を受けたいので、下記により申請いたします。

記

事業名称										
事業区分	□新規 □継続(既存)									
開催日時		年	月	日~	年	月	日	(日間)	
開催場所										
開催目的										
開催内容										
事業費見込額										
参加人数				人						
添付書類※					担当者	氏 名 連絡先				

※企画書やパンフレットなど、事業内容が確認できる書類がありましたら、添付してください。

 第
 号

 年
 月

 日

様

山辺町長

山辺町町制施行70周年記念冠事業承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、山辺町町制施行70周年記念冠事業 事務取扱要綱第6条の規定により通知いたします。

記

事業名称							
事業内容等							
決定区分	□ 承認する □ 承認しない						
承認しない 理 由							
承認の条件	(1)事故防止について十分な措置を講じること。(2)事業に要する経費は、主催者が負担すること。(3)町は、事業に伴う行為による損害等の賠償責任を負わない。(4)事業内容が変更又は事業を中止する場合は、速やかに町に報告すること。						